

麻薬等取扱いに関する講習会

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料



熊本県健康福祉部健康局
薬務衛生課

I 麻薬の取扱い

- ✓ 継続手続き・年間届
- ✓ 免許
- ✓ 譲渡・譲受
- ✓ 施用・交付
- ✓ 保管・記録
- ✓ 業務の廃止に伴う手続き
- ✓ 麻薬小売業者間譲渡許可
- ✓ 廃棄
- ✓ 事故

麻薬施用者免許証

麻薬業務所

熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県庁診療所

宇城市松橋町久具400-1
熊本 研

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により
免許を受けた麻薬施用者であることを証明する。

令和4年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫 

有効期間

令和4年 5月 1日 から
令和6年12月31日 まで

異動、退職により
業務所が変わって
いませんか？

住所、氏名は正しい
ですか？

※小売業、卸売業は
法人の住所と名称

有効期限内ですか？
期限が令和6年末の
方は今年継続が必要
です！

継続申請手続き

管轄の県保健所・薬務衛生課へ

麻薬免許

有効期間が今年
12月31日まで

継続する

1 1 月末までに申請

様式第1号

継続しない

来年以降は麻薬を使わない
業務廃止届を提出

様式第7号

閉院、閉局の場合は

- ・ 残余麻薬届
- ・ 残余麻薬譲渡届
- ・ 指定失効に伴う覚醒剤原料所有数量報告書
などの届出も発生

継続手続き・年間届

麻薬施用者 麻薬管理者

必要書類等

- ①免許申請書 **様式第1号**
- ②診断書（別添1）発行から1か月以内が目安
- ③資格を称する免許証の写し
（医師、薬剤師等免許証の写し、継続時は不要）
- ④収入証紙 4000円

麻薬研究者

- ①免許申請書 **様式第1号**
- ②診断書（別添1）発行から1か月以内が目安
- ③履歴書
- ④研究計画書
- ⑤麻薬研究施設の設置者の研究同意書
- ⑥麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図、施設の構造
・設備を示すもの
（前回申請時と変更がある場合のみ）
- ⑦麻薬研究施設の概要
- ⑧収入証紙 4000円

継続手続き・年間届

麻薬小売業者

- ①免許申請書 **様式第1号**
- ②麻薬関係業務を行う役員の組織図
- ③診断書（別添1）
麻薬関係業務を行う役員全員分
- ④薬局開設許可証の写し
- ⑤収入証紙 4000円

麻薬卸売業者

- ①免許申請書 **様式第1号**
- ②麻薬関係業務を行う役員の組織図又は
登記記載事項証明書等
- ③診断書（別添1）
麻薬関係業務を行う役員全員分
- ④卸売販売業許可証の写し、継続時は不要
- ⑤麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図
及び施設の構造・設備を示すもの
（前回申請時から変更がある場合）
- ⑥収入証紙 14800円

継続手続き・年間届

麻薬管理者（麻薬管理者がない施設は施用者）、小売業者 毎年提出

品 名	単位	前年 10月1日 在庫 数量	前年10月1日 から本年9月 30日までの		本年 9月30日 在庫数量	備 考
			受入 数量	払出 数量		
モルヒネ塩酸塩末	g	12.5	0	2.0	10.5	麻薬事故届 0.5g R1.1.5
オスビタン注35mg	A	10	25	30	5	麻薬廃棄届 1 A R1.7.5
MSコンチン錠10mg	T	20	200 (30)	180	70	
以下余白						

受入数量に入れるもの
卸からの譲受数（購入数）

※（）書きで麻薬卸売業者からの譲受と
区別するもの
入院患者に払出し、再利用した数量

払出数量に入れるもの

患者への交付、
廃棄届、事故届を出した分
（備考に）

継続手続き・年間届

品 名	単 位	前年 10月1日 在庫 数量	前年10月1日 から本年9月 30日までの		本年 9月30日 在庫数量	備 考
			受入 数量	払出 数量		
モルヒネ塩酸塩末	g	12.5	0	2.0	10.5	麻薬事故届 0.5g R1.1.5
オスビタン注35mg	A	10	25	30	5	麻薬廃棄届 1A R1.7.5
MSコンチン錠10mg	T	20	200 (30)	180	70	
MSコンチン錠30mg	T	0	100	50	50	

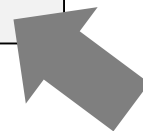
- 1 規格、剤型ごとに行を設けましたか？
- 2 昨年出した年間届の9月30日在庫数量と一致しますか？
- 3 $(10/1\text{在庫数} + \text{受入数}) - (\text{払出数}) = (9/30\text{在庫数})$ となりますか？

年間届の提出方法

LoGoフォームでの提出も可能です！

熊本県 麻薬 年間届

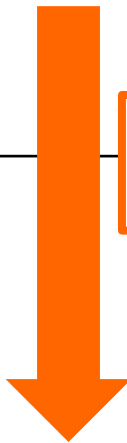
検索



年間届様式のファイルを掲載しています。

紙での申請も今までどおり可能です。

継続手続き・年間届 提出スケジュール

9 月	記載事項の変更がある時は 継続の前に
1 0 月	
1 1 月	  継続申請 年間届
1 2 月	～新免許証交付～
1 月	1 5 日までに 旧免許証・返納届提出

免許 用語の解説

麻薬業務所

麻薬取扱者（施用、管理、小売、卸売、研究）が、麻薬を取り扱う病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局、卸の店舗、研究施設

麻薬診療施設

麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所、飼育動物診療施設

従たる施設

麻薬施用者が、主たる麻薬業務所の他に麻薬を施用する熊本県内の麻薬診療施設。

施用

麻薬を注射、経口、塗擦等の方法により、自己又は他人の身体あるいは飼育動物に用いること。

免許 用語の解説

麻薬施用者（医師、歯科医師、獣医師）

都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のために交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者。

ポイント①

各都道府県ごとに免許が必要です！

ポイント②

免許証に記載されている施設でのみ施用できます！

2か所以上の診療施設で施用する場合は「従たる施設」で登録

麻薬管理者（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師）

都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

※麻薬施用者が2名以上いる麻薬診療施設には、必ず1名置かななくてはならない

ポイント

麻薬施用者が2名以上となる場合は、事前に麻薬管理者を申請してください！

免許 用語の解説

麻薬小売業者（薬局）

都道府県知事の免許を受けて、麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

ポイント

薬局開設許可を受けているだけでは、薬局で麻薬の譲受や調剤はできません。

麻薬卸売業者（医薬品卸売販売業者）

都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

ポイント

熊本県の麻薬卸売業者は、**県内の麻薬業務所にのみ**麻薬を譲渡できます。県をまたぐ譲渡はできません。

麻薬研究者

都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者をいう。

麻薬施用者免許証

麻薬業務所

熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県庁診療所

従として診療
に従事する麻
薬診療施設
(略)

人吉市寺町12-1
人吉保健所クリニック

宇城市松橋町久具400-1
熊本 研

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により
免許を受けた麻薬施用者であることを証明する。

令和4年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫 

有効期間

令和4年 5月 1日 から

令和6年12月31日 まで

麻薬業務所

従たる施設

本人住所・氏名



変更が生じたら、
記載事項変更！

様式第2号

免許

麻薬取扱者免許証記載事項変更届

様式第2号



麻薬免許証

15日以内

- ・麻薬業務所の変更（移転を含む）〈施用者、研究者〉
- ・従たる業務所の追加、変更、廃止 〈施用者、研究者〉
- ・麻薬業務所名称の変更
- ・住所
- ・氏名（戸籍の変更等）

麻薬取扱者免許証再交付申請

様式第3号



紛失理由書

or

麻薬免許証(き損)

免許証を紛失、き損した場合は、**15日以内**に申請しなければならない。

収入証紙2800円

※提出先：麻薬業務所所在地が熊本市内→薬務衛生課

熊本市外→管轄の保健所

※記載事項変更時に紛失が分かった場合は、まず再交付申請をしてから
記載事項変更

免許

15日以内

麻薬取扱者免許証返納届

様式第4号



期限切れの
麻薬免許証

- ・有効期間が満了した場合
- ・再交付を受けた後、紛失した免許証を発見した場合

15日以内

麻薬取扱者業務廃止届

様式第7号



麻薬免許証

- ・麻薬業務を廃止した場合
- ・継続更新しない場合

変更後すみやかに

麻薬卸売（小売）業者役員変更届

様式第8号

麻薬業務を行う役員に変更が生じた時は、すみやかに変更届を提出してください。

【添付書類】

- ・麻薬関係の業務を行う役員を具体的に示す書類
（麻薬関係業務を行う役員の組織図等 → 手引き p.10 参照）
- ・新たに就任した業務を行う役員の**診断書**（別添 1）

～麻薬（免許）に関する届の免許年月日について～

免許証番号	第	号	免許年月日	年	月	日
変更事項	☐ 業務所の変更 ☐ 業務所名称の変更 ☐ 業務所所在地の変更 ☐ 本人住所(法人事務所所在地)の変更 ☐ 本人氏名(の名称)の変更 ☐ 従たる施設の変更・追加 ☐ その他()					
	(以下省略)					

麻薬の免許証の有効期間

令和4年 1月 1日 から
令和6年12月31日 まで

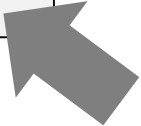
免許

～麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の電子申請・届出窓口～

一部の申請と届出をLoGoフォームで提出できます。

熊本県 麻薬 電子申請

検索



注意事項

- ・電子申請の場合も原本、診断書は郵送で送って頂く必要があります。
- ・手数料は収入証紙の代わりにクレジットカード決済又はPayPayによる支払となります。

譲渡・譲受



熊本県内
麻薬卸売業者

譲渡



熊本県内の
麻薬小売業者
麻薬診療施設
麻薬研究施設

施用・交付



調剤済麻薬の
返却

患者

廃棄（廃棄届出書必要）

麻薬の譲渡、譲受は、原則一方通行です。

診療施設、薬局間の麻薬の貸し借り、卸売業者への
返品は原則できません。

病院・診療所・麻薬研究者 麻薬譲受証

麻薬を譲受するまでに麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付しましたか？

法人の場合、
法人名称、代表者氏名を記入、
代表者印(麻薬専用の印)押印

麻薬管理者、施用者、
研究者
の情報を記入し、
個人印を押印
管理者に変更があった
場合は麻薬卸に
知らせましょう

譲受証		令和6年		
譲受人の免許の種類				
譲受人の氏名	医療法人 熊本会 県庁クリニック 代表者 ○○○○ 印			
麻薬を管理する管理者、施用者、研究者	免許証の番号	管理者	氏名	熊本太郎 ○
麻薬業務所	所在地	熊本市中央区水前寺16-18-1		
	名称	医療法人熊本会県庁クリニック		
品名	容量	箇数	数量	備考
MSコンチン錠 10mg	100錠PTP	1	100錠	
以下余白	品名、容量、個数、数量、製品番号を正確に記載 余白処理			
免許の有効期間				

麻薬小売業者 麻薬譲受証

麻薬を譲受するまでに麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付しましたか？

麻薬譲受証		令和6年9月1日		
譲受人の免許証の番号	第11111号	譲受人の免許の種類	麻薬小売業者	
譲受人の氏名	株式会社 県庁 代表者 ○○○○ 印			
麻薬を管理する管理者、 施用者、研究者	免許証の番号		氏名	
麻薬業務所	所在地	熊本市中央区水前寺16-18-1		
	名称	県庁のなか薬局		
品名	容量	箇数	数量	備考
MSコンチン錠 10mg	100錠PTP	1	100錠	
以下余白				
免許の有効期間	令和4年1月1日～令和6年12月31日			

麻薬卸売業者からの譲受時の注意事項

麻薬卸と医療機関の双方立会いの下確認しましょう！



- 麻薬を譲受するまでに麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付しましたか？
- 麻薬譲受証の内容は正しいですか？
- 品名、数量は正しいですか？
- 証紙の封かんはありますか？破損や不足はありませんか？
- 麻薬譲渡証、麻薬譲受証は2年間保存。

事故届の提出者

譲渡前・・・麻薬卸売業者

譲渡後・・・病院、診療所、麻薬小売業者

麻薬処方せん

- ①患者の氏名
(患者は種類、
所有者の氏名・名称)
- ②**患者の住所**
- ③麻薬の品名、
分量、用法用量
- ④**麻薬施用者の
記名押印又は署名、
麻薬施用者免許番号**
- ⑤処方せんの使用期間
(有効期間)
- ⑥処方せんの発行年月日
- ⑦**麻薬業務所の
名称、所在地**

処方箋

公費負担者番号								保険者番号						
公費負担医療 の受給者番号								被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号						

患 者	氏 名	〇〇 〇〇	保険医療機関の 所在地及び名称		熊本県熊本市中央 区水前寺6-18-1 県庁クリニック			
	生年月日	0000年00月00日 男	電話番号		096-333-2245			
	区 分	被保険者	保険医氏名		熊本 太郎 印			
			都道府県 番号		点数表 番号		医療機関 コード	

交付年月日

2025年10月1日

処方箋の
使用期限

2025年10月4日

処 方	変更不可	オキシコンチン錠 5mg 1錠 1日2回 朝・夕食後 14日分
--------	------	------------------------------------

備 考	患者住所:熊本県熊本市北区〇〇1-1-1 麻薬施用者免許番号: 12345号		
調剤済年月日		公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名		公費負担医療の 受給者番号	

施用

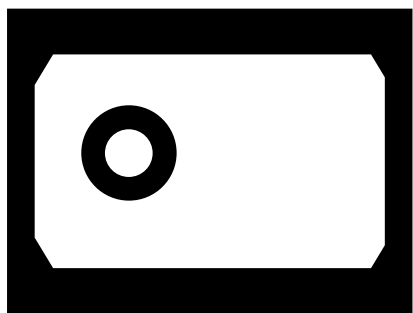
麻薬を施用した際の診療録（カルテ）の記載 法第41条

- ①患者の氏名、性別、年齢、住所
（患畜のとき 種類、所有者の氏名と住所）
- ②病名及び主要症状
- ③麻薬の品名及び数量
- ④施用又は交付の年月日

注射剤は、実際に施用した数量をmL単位で記入

**継続して施用する場合でも、do処方等の記入ではなく、
その都度品名、数量を記入**

管理・保管



鍵をかけた**堅固な金庫**に保管
薬剤部、病棟同様です



堅固な金庫とは…

固定した金庫又は重量金庫
施錠設備のあるもの



麻薬専用

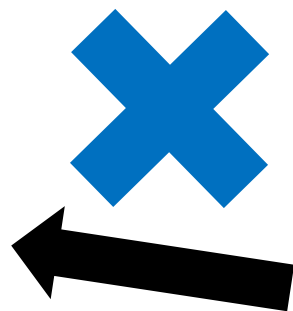
帳簿、現金、他医薬品は入れない
向精神薬、覚醒剤原料も不可



施錠の徹底

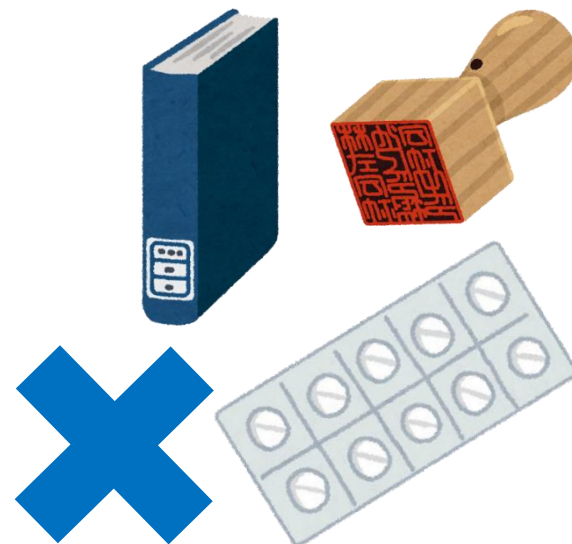
出し入れの時以外は必ず施錠し、
鍵をさしたままにしないように

管理・保管 不適切な例



事務機の鍵付き引き出し
ロッカーの鍵付き引き出し

麻薬



帳簿、印鑑、
覚醒剤原料、
その他医薬品、
現金と一緒に保管

記録・帳簿の書き方 (例)

品 名	フェントステープ1mg			単 位	枚
年月日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5.10.1	7		7	●●薬品から購入 有効期限 R6.5	製品番号：K6181
R5.10.1		7	0	○田○男 △△診療所 施用者□□□(第22222号)	

帳簿は、**麻薬の品目、規格、剤型毎**に口座を作る

譲受、譲渡、廃棄、事故の都度記載

卸からの譲受：**日付、数量、麻薬卸の名称、製品番号、有効期限**を記載

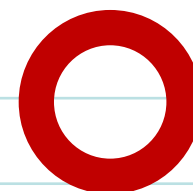
患者への譲渡：**日付、患者名、施用者情報**を記載

記録・帳簿の書き方

卸からの譲受と患者への譲渡は別の行に書きます。



品 名	フェントステープ1mg			単 位	枚
年月日	受 入	払 出	残 数	備 考	
R5.10.1	7	7	7	 ●●薬品から購入 有効期限 R6.5 ○田○男	製品番号：K6181



品 名	フェントステープ1mg			単 位	枚
年月日	受 入	払 出	残 数	備 考	
R5.10.1	7		7	●●薬品から購入 有効期限 R6.5	製品番号：K6181
R5.10.1		7	0	○田○男 △△診療所 施用者□□□(第22222号)	

記録・帳簿の書き方

在庫不足により払い出しが2度の際は、都度記載します

品 名	フェントステープ2mg			単 位	枚	
年月日	受 入	払 出	残 数	備 考		
R1.10.1			2	前帳簿から繰り越し		
R1.10.1		5	-3	□山□朗 △△診療所 施用者□□□(第22222号)		
R1.10.1	7		4	●●薬品から購入 製品番号：K6181 有効期限 R4.12		

品 名	フェントステープ2mg			単 位	枚
年月日	受 入	払 出	残 数	備 考	
R1.10.1			2	前帳簿から繰り越し	
R1.10.1		2	0	□山□朗 在庫不足のため、5枚処方のところ、先に2枚払出 △△診療所 施用者□□□(第22222号)	
R1.10.1	7		7	●●薬品から購入 製品番号：K6181 有効期限 R4.12	
R1.10.2		3	4	□山□朗 10/1処方、不足分3枚払出	

記録・帳簿の書き方 秤量誤差

品 名	アヘンチンキ			単 位	mL
年月日	受 入	払 出	残 数	備 考	
R1.10.1			53.4	前帳簿から繰越し	
10.1		1.2	52.2	□川△子	
10.15		0.6	51.6	□田□佳	
10.15			50.0	帳簿訂正（-1.6mL秤量誤差） 立会者署名 管理者 立会者	

- ✓ 秤量誤差は、1ビン使い終わったときに行うと正確
- ✓ 麻薬管理者が他職員と立会いの下帳簿の修正をする

業務の廃止に伴う手続き 医療機関等

↳ 閉院、移転、法人化、法人変更

廃止から15日

麻薬施用者免許

麻薬施用しない

→業務廃止届（第7号）

他医療機関等で施用する→記載事項変更届（第2号）



麻薬管理者免許

→業務廃止届（第7号）

残余麻薬届（第9号） 廃止から50日以内は譲渡可能、譲渡後15日以内提出

麻薬在庫があり、他麻薬取扱者に譲渡する…残余麻薬譲渡届（第10号）

麻薬在庫があり、廃棄する…麻薬廃棄届（第11号） **事前**

指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）所有数量報告書（第45号）

覚醒剤原料在庫があり、他医療機関等へ譲渡する

廃止から30日以内は譲渡可能、譲渡後15日以内提出

…指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）譲渡報告書（第46号）

覚醒剤原料在庫があり、廃棄する

…指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）処分願出書（第47号）

事前

業務の廃止に伴う手続き 薬局

巻頭ページ

└ 閉局、移転、法人化、法人変更



麻薬小売業者免許 → 業務廃止届 (第7号)

廃止から15日

残余麻薬届 (第9号) 廃止から50日以内は譲渡可能、譲渡後15日以内提出

麻薬在庫があり、他麻薬取扱者に譲渡する…残余麻薬譲渡届 (第10号)

麻薬在庫があり、廃棄する…麻薬廃棄届 (第11号)

事前

指定失効に伴う覚醒剤 (覚醒剤原料) 所有数量報告書 (第45号)

覚醒剤原料在庫があり、他医療機関等へ譲渡する

廃止から30日以内は譲渡可能、譲渡後15日以内提出

…指定失効に伴う覚醒剤 (覚醒剤原料) 譲渡報告書 (第46号)

覚醒剤原料在庫があり、廃棄する

事前

…指定失効に伴う覚醒剤 (覚醒剤原料) 処分願出書 (第47号)

麻薬小売業者間譲渡許可 改正のポイント

令和4年4月1日施行

許可の目的追加

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬小売業者が、

イ 麻薬小売業者の麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに
対応できない場合、不足分を補足必要があるとき

ロ 麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、
(a) その譲受けの日から90日経過したものを保管しているとき
(b) その一部を処方せんに基づく譲渡または麻薬小売業者間譲渡
許可に基づき譲渡した場合の残余で、その譲り渡しの日から
90日を経過したものを保管しているとき

代表者の設置

麻薬小売業者間譲渡許可の変更届、追加届をすべての
許可業者の同意を得た場合には代表者のみが届出ることができる。

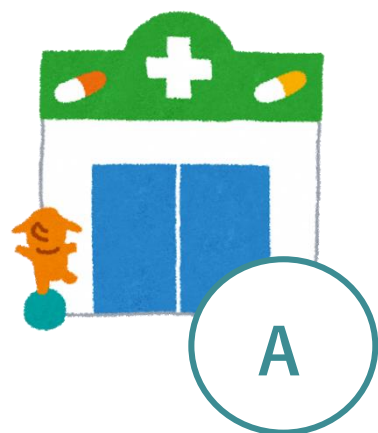


麻薬小売業者間譲渡許可

譲受確認書

麻薬処方せんの写し

配送は原則管理薬剤師



譲渡確認証



譲受確認証

譲渡確認証

5/30患者への
払出以降払出
がない

9/1に譲渡可



90日を経過した麻薬とは…

最後に譲渡した日を起算日として

麻薬卸売業者の納入日から90日不動

最後に患者に交付または小売業者間譲
渡許可で譲渡した日から90日不動

麻薬小売業者間譲渡許可 注意点

- ◇期限切れの麻薬を譲渡譲受するなど、本許可の趣旨に反することはしない
- ◇麻薬の在庫不足により、急な処方せんに対応できない場合に、麻薬処方箋を受領していない譲渡側が調製行為を行わない
- ◇麻薬譲受確認書・麻薬譲渡確認書は **2年間保管**
- ◇本制度に基づき、麻薬小売業者間で譲渡、譲受した麻薬についても帳簿に記載し、**麻薬年間届の対象**となる
- ◇運搬は**原則管理薬剤師**、又はその管理下で業務する者
- ◇交付時は**譲受、譲渡の双方が立会い、品名・数量・破損の有無を確認**
- ◇麻薬小売業者間譲渡許可で譲受した麻薬は、**卸売業者から譲受したものと識別できる状態で保管**する
- ◇有効期間内は譲渡回数に制限ありませんが、原則自薬局で麻薬は購入する

麻薬小売業者間譲渡許可 注意点

◇譲渡、譲受したときは、帳簿へ記載します

施行規則第9条の2第1項イ…在庫量不足による譲渡譲受

施行規則第9条の2第1項ロ…90日以上の不動在庫麻薬の譲渡譲受

品 名	M S コンチン錠10mg			単 位	T
年月日	受入	払出	残高	備	考
R4.4.1		10	10	山元一郎	
4.3	20		30	①相手方の名称 ↓ ②理由の条項 ↓ C薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項ロ 製品番号：K6181 使用期限：2023.3.31	
4.23		30	0	鈴木三郎 ③製品番号	
5.1	100		100	〇〇薬品 製品番号K7000	
9.1		70	30	A薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項イ 製品番号：K7000	

麻薬小売業者間譲渡許可 申請

申請書類

麻薬小売業者間譲渡許可申請

様式第17号

すべての麻薬小売業者が記載された地図

一番離れた業者間の移動に係る時間・距離を表すもの

届出先：薬務衛生課



※麻薬小売業者間譲渡許可を受けるには、**薬局の住所、数等に制限**があります。

申請する前にご相談ください。

薬局が同一市町村にない場合、薬局数が多い場合等は事前に相談してください。

許可が下りた場合は、麻薬小売業者ごとに許可書が、交付されます。
各業者において許可書を保管し、譲渡・譲受の時には確認をします。

麻薬小売業者間譲渡許可 届出

許可業者のいずれかが麻薬業務（薬局）を
廃止した

許可業者の名称、氏名、住所、代表取締役
が変更

代表者が変更

麻薬小売業者間
譲渡許可**変更届**

様式第21号

新しい麻薬小売業者をグループに追加したい

麻薬小売業者間
譲渡許可**追加届**

様式第23号

変更届、追加届には**すべての許可書（原本）を添えて**、共同し
て届け出ます

代表者が届け出る場合も、すべての許可業者の同意が必要です

許可書をき損、紛失した

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請

様式第24号

廃棄

麻薬廃棄届

様式第11号

- ・ 期限切れ、不要
- ・ 変質・汚染
- ・ 誤調剤



事前届出
保健所職員立会いの下廃棄

調剤済麻薬廃棄届

様式第12号

処方箋により調剤されたもの

- ・ 患者からの返却
- ・ 入院患者の持参薬が不要に
- ・ 調剤後使用しなくなった



麻薬管理者又は管理薬剤師と
他職員立会いで廃棄

廃棄から**30日以内に届出**

事故（様式第13号）…あるべき麻薬が存在を消すこと

滅失	破損 ★	アンプルを割った、シリンジを落とした	18
	蒸発	液剤を蒸発させた	
	流出 ★	持続点滴中にルートが外れて漏出した	26
	焼失	薬局の火災で麻薬が燃えた	
盗取		盗難された	
所在不明 ★		紛失、亡失、所在を失った	8
その他		別の患者へ服用させた、期限切れの麻薬を渡した 誤投与、捨てた誤廃棄	5

事故の内容によっては、県の職員の調査が必要な場合がありますので、**まずは電話で連絡をお願いします**
(特に紛失等の所在不明や誤投与など)

事故か迷うときは、麻薬廃棄チャート図も参考になります。
手引き p.26～28

事故 事例紹介

ケース 1 ・ 破損

患者〇〇のケタラル静注用50mg/5mL 1Aを準備中に、手が滑ってアンプルを落下させてしまった。



事故届（記載例）

発生年月日：2024年9月1日15時頃

発生場所：〇〇病院薬剤部

事故の種類：破損

事故麻薬： **ケタラル静注用50mg/5mL 1A (A〇〇〇〇)**

概要：患者〇〇のケタラル静注用50mg/5mL 1Aを準備中に、手が滑ってアンプルを破損させてしまった。こぼれた0.5mLは回収不可であったが、床飛散分2.0mL及びアンプル内に残っていた2.5mLは回収して、〇〇立ち合いの下、放流により廃棄した。

アンプルカット時に、薬液にガラス片が入ったおそれがあり使用できなくなった場合には、麻薬廃棄届が必要となりますので、事前（廃棄する前）に保健所・薬務衛生課に届出てください。自己判断で廃棄してしまうと、無届廃棄（麻向法第29条違反）となります。

事故 事例紹介

10mg/10mL

ケース 2 ・ 流出

モルヒネ注10mg/mL 1Aと生理食塩水9mL（計10mL）を調製し、1mL/hrで持続投与中に、患者が点滴の針を自己抜針した。看護師が気づいた時に、刺入部付近の下着が濡れているのを確認した。



事故届（記載例）

発生年月日：2024年9月1日15時頃

発生場所：〇〇病院3階病棟病室

事故の種類：流出

事故麻薬：モルヒネ塩酸塩注液10mg/mL「●●」1A（A〇〇〇〇）

概要：14時頃看護師〇〇訪室時に異常なし、15時頃看護師〇〇訪室時、自己抜針と刺入部から漏れ、下着が濡れていることに気づき、麻薬管理者へ報告

廃棄方法：下着は流水で洗濯、残液は再利用せず、調剤済麻薬廃棄

届提出予定 最大流出量：1mg（1mL）

1時間の量

廃棄者：〇〇、△△

事故 事例紹介

ケース 3 ・ 所在不明

帳簿上の残数と金庫内の在庫数が合わない
ゴミ箱や調剤室内などを検索しても見つからない

原因

空箱と思い込み、中身（麻薬）が入った箱を捨てた可能性
例：貼付剤、アンプル



**麻薬の空箱を捨てるときは複数名でチェックを
帳簿と金庫内在庫数は定期的な確認を**

所在不明発覚時に、保健所・薬務衛生課に電話連絡し、
事故届の提出をしてください。

事故 事例紹介

ケース4・その他（誤投与）

病棟管理の麻薬を患者に投薬時に、別の患者に服用させてしまった

原因

マニュアルでは、病棟管理の麻薬準備（品名、数量、患者）は2名で行うが、業務多忙、慣れなどにより1名で行った。



**病院での麻薬管理のマニュアルの徹底を
患者や服薬量を入念に確認を**

事故発覚時に、保健所・薬務衛生課に電話連絡し、
事故届の提出をしてください。

II 向精神薬の取扱い

- ✓ 分類
- ✓ 免許・登録
- ✓ 譲渡・譲受
- ✓ 保管
- ✓ 帳簿
- ✓ 事故
- ✓ 不備・不審な処方箋の取扱い

向精神薬 免許・登録

向精神薬は、麻薬及び向精神薬取締法において、
**譲渡し、所持等に制限が設けられ、
免許、登録が必要**

ただし、病院等の開設者は、
**施用のため交付される向精神薬の譲渡、所持
に関しては、免許、登録は不要**です。

また、法第50条の26により、

**薬局開設者→向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者
医薬品卸売販売業者→向精神薬卸売業者**

とみなされます。

向精神薬 免許・登録

向精神薬取扱者

向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者をいう。

向精神薬卸売業者（みなし含む） **免許**

向精神薬取扱者に向精神薬を譲り渡すことを業とする者

向精神薬小売業者（みなし含む） **免許**

向精神薬を記載した処方せんにより調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とする者

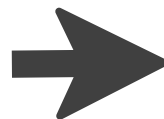
向精神薬試験研究施設設置者 **登録**

学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設の設置者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたもの。

向精神薬 卸 譲渡し



向精神薬卸売業者



薬局



向精神薬
試験研究施設



医療機関



向精神薬卸

向精神薬取扱者

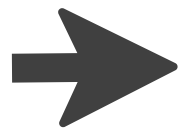
原則、**向精神薬取扱者**にのみ向精神薬を譲渡可能。
常時取引関係にない相手に譲り渡す際は、
相手の免許状態等を確認しましょう。

向精神薬 医療機関 譲渡し



- 患者へ**施用のための交付**
- 向精神薬卸へ**返品**
- 同一法人の医療機関へ
- 向精神薬試験研究施設へ**患者の臨床検査のため**
- 向精神薬試験研究施設へ**臨床試験の返品**

向精神薬 薬局 譲渡し



薬局
みなし向精神薬卸
みなし向精神薬小売

- ・ 向精神薬処方箋を所持する患者へ**調剤した向精神薬を交付**
- ・ 向精神薬卸へ**返品**
- ・ **向精神薬取扱者（医療機関、薬局等）へ譲渡**

向精神薬 保管

- ✓ 病院・薬局の施設内に保管
- ✓ 向精神薬の業務に従事する者が、実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと



向精神薬 帳簿

第1種、第2種の向精神薬を譲渡、譲受又は廃棄したときは、次の事項を記録し、**2年間保存**します

- ①向精神薬の品名（販売名）・数量
- ②譲受、譲渡、又は廃棄した年月日
- ③譲受又は譲渡の相手方の営業所等の名称と所在地

品名	ペンタゾシン注30mg		単位	A
年月日	数量	譲渡、譲受、 廃棄の別	備考	
2021/ 9/ 1	10A	譲受	株式会社●● △△営業所 熊本市中央区水前寺6-18	
2024/10/ 4	2A	廃棄	放流	

※第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、伝票を保管するなどして、譲受けの記録を残し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

向精神薬 事故

次の数量以上の滅失、盗取、所在不明などの事故が生じたときは、**向精神薬事故届**を知事に提出

末、散剤、顆粒剤	1 0 0 グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	1 2 0 個
注射剤	1 0 アンプル（バイアル）
内用液剤	1 0 容器
経皮吸収型製剤	1 0 枚

※ODフィルム剤は錠剤にあたる

※これらの量以下であっても、**盗取・詐取が疑われる場合は警察に連絡し、保健所に事故届も出してください。**

向精神薬 不備・不審な処方せんの取扱い

近年、**偽造した向精神薬処方箋**を薬局に持ち込み、向精神薬を不正に入手する事件がみられます。

疑わしい処方せん発見した場合は、**交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。**

薬剤師法第24条

疑わしい処方箋の例

- ・ カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの
（特徴：処方箋の裏の朱肉のにじみの有無、処方箋端の切断の有無）
- ・ 処方箋の記載を書き換えるなど、変造されたもの
（特徴：医師の訂正印がない）
- ・ 遠隔地の医療機関の医師から発行されたもの

など

Ⅲ 覚醒剤原料の取扱い

- ✓ 指定
- ✓ 譲渡・譲受
- ✓ 保管
- ✓ 廃棄
- ✓ 帳簿
- ✓ 事故・違反事例

覚醒剤原料 指定

{ エフピーOD錠2.5(セレギリン塩酸塩)
セレギリン塩酸塩錠
ビバンセカプセル(リスデキサンフェタミンメシル酸塩)

覚醒剤取締法において、

覚醒剤原料は、所持・譲渡・譲受・使用
に制限があります。

医療機関・薬局等は、業務のために限り、指定を受けることなく、所持、譲受等ができます。

ただし、

譲受証の交付、帳簿の記載、廃棄の届出など
麻薬に準じた取り扱いが求められています。

覚醒剤原料 指定 用語の解説

覚醒剤原料取扱者

指定

覚醒剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を使用することができるもの、都道府県の指定

例：医薬品卸売業者

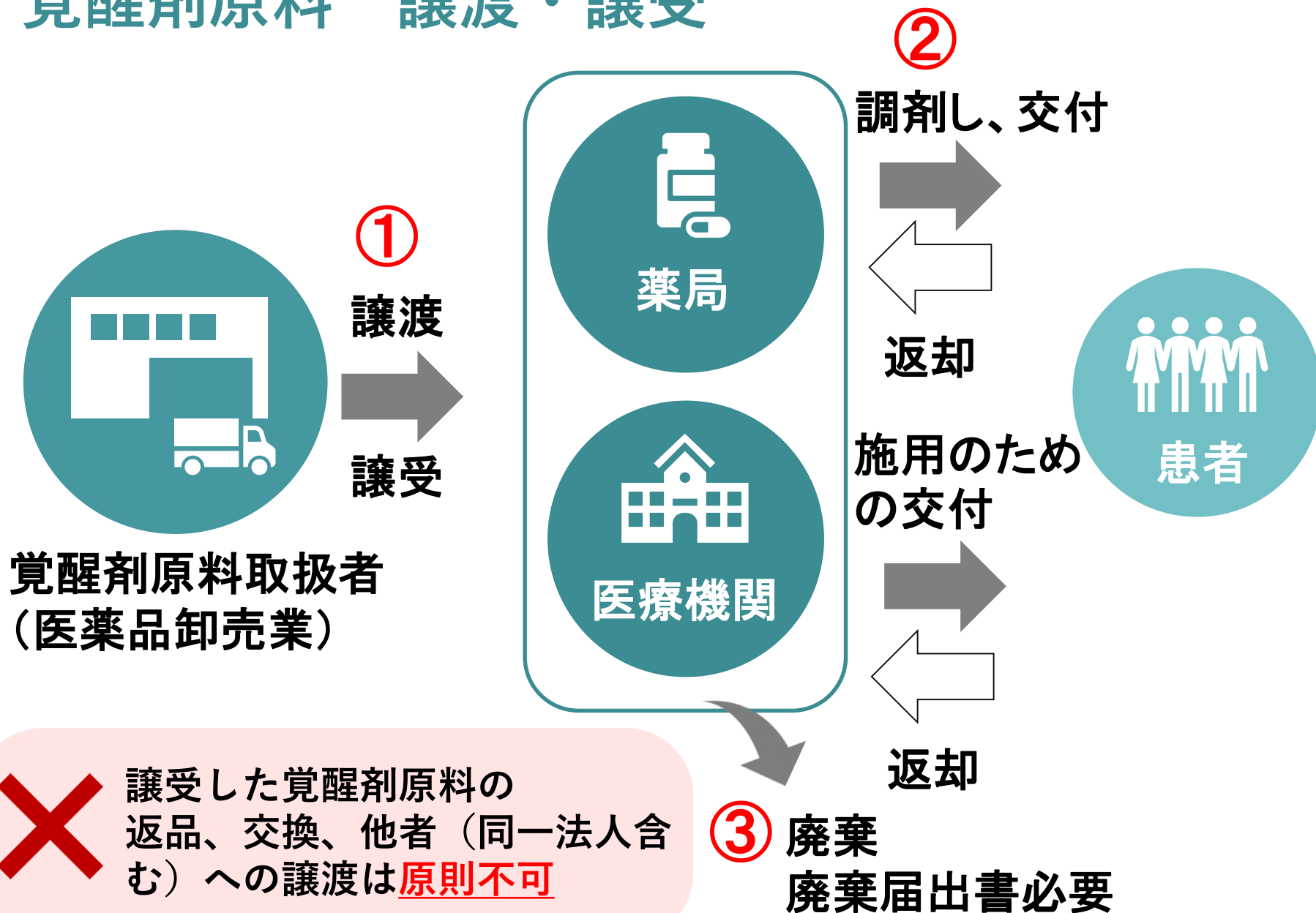
薬局製剤の製造や販売等で覚醒剤原料を扱う薬局開設者

覚醒剤原料研究者

指定

学術研究のため、覚醒剤原料を製造することができ、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者

覚醒剤原料 譲渡・譲受



覚醒剤原料 譲渡・譲受

覚醒剤原料を譲り受ける際は、**覚醒剤原料譲受証**と
覚醒剤原料麻薬譲渡証を交換し、**2年間**保存



覚醒剤原料取扱者
(医薬品卸売業)

覚醒剤原料

譲渡証



譲受証



医療機関・薬局
覚醒剤原料取扱者
覚醒剤原料研究者

覚醒剤原料譲受証の書き方は、手引きp.60

覚醒剤原料 患者からの譲受

調剤済の医薬品覚醒剤原料の受け取り、廃棄が可能となりました
(R2.4～)

譲受したら、交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

様式第41号

すみやか

譲受後廃棄したら、

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

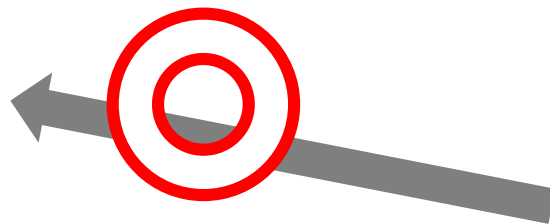
様式第42号

30日以内

病院



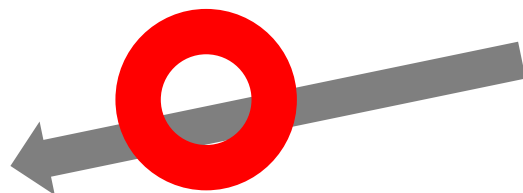
当該病院が交付したものに限り譲受可能



薬局



譲受可能



自分で処分
できない

患者

覚醒剤原料 保管

覚醒剤取扱者　：申請時に県に届け出た場所
医療機関、薬局：その施設内



鍵をかけた場所に保管

例…**施錠設備のある倉庫、薬品庫、ロッカー、金庫**

- 人目につかない場所、施錠設備のある室内に設置
- 容易に破られない材質、持ち運べないよう固定
- できるだけ専用に
- （専用でない場合は、区別）
- **麻薬と一緒に保管は不可**

※病棟での保管も同様です

覚醒剤原料 廃棄

覚醒剤原料廃棄届出書

様式第43号

- ・ 期限切れ、不要
- ・ 変質・汚染
- ・ 調剤ミス



事前届出
県職員立会いの下廃棄

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料**譲受**届出書

様式第41号

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料**廃棄**届出書

様式第42号

処方箋により調剤されたもの

- ・ 患者からの返却
- ・ 入院患者の持参薬が不要に
- ・ 調剤後使用しなくなった



病院、薬局で廃棄
廃棄から**30日以内に届出**

記録・帳簿の書き方

必ず帳簿を備えなければなりません

品名・譲受・譲渡・廃棄・施用・事故の数量、年月日
最に記入した日から2年間保存

品 名	エフピーOD2.5			単 位	T
年月日	受 入	払 出	残 量	備 考	
R4.9.1	100		100	〇〇薬品から購入 製品番号 K001	
R4.9.3		20	80	△△△△（患者名）に交付	
R5.11.1		80	0	R5.10.15付け覚醒剤原料廃棄届出書により、菊池保健所〇〇、■■■立会いの下廃棄	

覚醒剤原料 事故

麻薬と同様、1錠でも所在不明、盗難等が生じた場合はすみやかに

覚醒剤原料事故届 **様式第44号** を提出する

なお、盗難の場合は、警察にも届け出ます

※事故の内容によっては、県の職員が調査に行く場合もありますので、まずは電話で連絡をお願いします。

事例

- ・ 分包機でエフピーOD錠を分包していたところ、分包機に挟まれ、粉々になり、回収できなかった。（喪失）
- ・ エフピーOD錠を1錠を紛失した。（所在不明）
- ・ エフピーOD錠を誤って違う患者に投与した。（誤投与）

ご清聴ありがとうございました

麻薬、覚醒剤原料、向精神薬の手引き、様式は
熊本県のホームページに掲載中です

熊本県 麻薬 手引き

